

農用地利用集積等促進計画(賃借権又は使用貸借による権利の設定関係)

市町名(愛荘町)

番号	権利の設定を受ける者		権利の設定をする土地						設定する権利						
	氏名又は名称	住所	所在				現況地目	面積 m <sup>2</sup>	権利の種類	内容	始期 年.月.日	終期 年.月.日	存続期間	借賃 (/10a)	借賃の支払の方法
			市町	大字	字	地番									
1	小泉 勝敬	滋賀県愛知郡愛荘町	愛荘町	安孫子	奥代	1443	田	3,215	賃借権	水田	R6.5.1	R16.4.30	10年	4,000円	指定の口座から毎年11月15日に引落し
2	森 治久	滋賀県愛知郡愛荘町	愛荘町	沖	南川	737	田	1,985	賃借権	水田	R6.5.1	R16.4.30	10年	6,000円	指定の口座から毎年11月15日に引落し
3	株式会社 JA東びわこ アグリサービス	滋賀県彦根市	愛荘町	目加田	四方木	2449	田	1,170	賃借権	水田	R6.5.1	R16.4.30	10年	7,000円	指定の口座から毎年11月15日に引落し
4	株式会社 JA東びわこ アグリサービス	滋賀県彦根市	愛荘町	目加田	馬場	2720	田	2,221	賃借権	水田	R6.5.1	R16.4.30	10年	7,000円	指定の口座から毎年11月15日に引落し
5	株式会社 JA東びわこ アグリサービス	滋賀県彦根市	愛荘町	目加田	万福寺	2661-1	田	3,176	賃借権	水田	R6.5.1	R16.4.30	10年	8,000円	指定の口座から毎年11月15日に引落し
6	福島 美紀雄	滋賀県愛知郡愛荘町	愛荘町	沖	五反長	714	田	1,822	賃借権	水田	R6.5.1	R16.4.30	10年	7,000円	指定の口座から毎年11月15日に引落し
7	福島 美紀雄	滋賀県愛知郡愛荘町	愛荘町	沖	五反長	715	田	900	賃借権	水田	R6.5.1	R16.4.30	10年	7,000円	指定の口座から毎年11月15日に引落し
8	福島 美紀雄	滋賀県愛知郡愛荘町	愛荘町	沖	山ノ神	165	田	469	賃借権	水田	R6.5.1	R16.4.30	10年	5,000円	指定の口座から毎年11月15日に引落し
9	福島 美紀雄	滋賀県愛知郡愛荘町	愛荘町	沖	山ノ神	165-1	田	148	賃借権	水田	R6.5.1	R16.4.30	10年	5,000円	指定の口座から毎年11月15日に引落し
10	福島 美紀雄	滋賀県愛知郡愛荘町	愛荘町	沖	山ノ神	166-1	田	495	賃借権	水田	R6.5.1	R16.4.30	10年	5,000円	指定の口座から毎年11月15日に引落し
11	福島 美紀雄	滋賀県愛知郡愛荘町	愛荘町	沖	大畔	579	田	2,514	賃借権	水田	R6.5.1	R16.4.30	10年	7,000円	指定の口座から毎年11月15日に引落し
12	福島 美紀雄	滋賀県愛知郡愛荘町	愛荘町	沖	大畔	586	田	1,343	賃借権	水田	R6.5.1	R16.4.30	10年	5,000円	指定の口座から毎年11月15日に引落し
13	福島 美紀雄	滋賀県愛知郡愛荘町	愛荘町	沖	中道	637	田	4,200	賃借権	水田	R6.5.1	R16.4.30	10年	7,000円	指定の口座から毎年11月15日に引落し
14	福島 美紀雄	滋賀県愛知郡愛荘町	愛荘町	沖	中道	638	田	2,601	賃借権	水田	R6.5.1	R16.4.30	10年	7,000円	指定の口座から毎年11月15日に引落し
15	福島 美紀雄	滋賀県愛知郡愛荘町	愛荘町	沖	中道	640	田	3,838	賃借権	水田	R6.5.1	R16.4.30	10年	7,000円	指定の口座から毎年11月15日に引落し
16	福島 美紀雄	滋賀県愛知郡愛荘町	愛荘町	沖	中道	641	田	3,149	賃借権	水田	R6.5.1	R16.4.30	10年	7,000円	指定の口座から毎年11月15日に引落し
17	福島 美紀雄	滋賀県愛知郡愛荘町	愛荘町	沖	南代	625	田	1,956	賃借権	水田	R6.5.1	R16.4.30	10年	5,000円	指定の口座から毎年11月15日に引落し
18	福島 美紀雄	滋賀県愛知郡愛荘町	愛荘町	沖	南代	626	田	3,042	賃借権	水田	R6.5.1	R16.4.30	10年	7,000円	指定の口座から毎年11月15日に引落し
19	福島 美紀雄	滋賀県愛知郡愛荘町	愛荘町	沖	馬之熊	663	田	1,961	賃借権	水田	R6.5.1	R16.4.30	10年	5,000円	指定の口座から毎年11月15日に引落し
20	福島 美紀雄	滋賀県愛知郡愛荘町	愛荘町	軽野	重戸	甲716	田	2,016	賃借権	水田	R6.5.1	R16.4.30	10年	5,000円	指定の口座から毎年11月15日に引落し
21	門田 昌敏	滋賀県愛知郡愛荘町	愛荘町	安孫子	奥代	1467	田	1,272	使用貸借権	水田	R6.5.1	R16.4.30	10年	-	-
22	門田 昌敏	滋賀県愛知郡愛荘町	愛荘町	安孫子	奥代	1468	田	994	使用貸借権	水田	R6.5.1	R16.4.30	10年	-	-
23	門田 昌敏	滋賀県愛知郡愛荘町	愛荘町	下八木	一ノ坪	63	田	2,264	使用貸借権	水田	R6.5.1	R16.4.30	10年	-	-
24	門田 昌敏	滋賀県愛知郡愛荘町	愛荘町	下八木	一ノ坪	66	田	1,216	使用貸借権	水田	R6.5.1	R16.4.30	10年	-	-
25	門田 昌敏	滋賀県愛知郡愛荘町	愛荘町	下八木	一ノ坪	67	田	592	使用貸借権	水田	R6.5.1	R16.4.30	10年	-	-
26	門田 昌敏	滋賀県愛知郡愛荘町	愛荘町	下八木	一ノ坪	68	田	585	使用貸借権	水田	R6.5.1	R16.4.30	10年	-	-
27	門田 昌敏	滋賀県愛知郡愛荘町	愛荘町	下八木	三反地	21	田	1,242	使用貸借権	水田	R6.5.1	R16.4.30	10年	-	-
28	門田 昌敏	滋賀県愛知郡愛荘町	愛荘町	下八木	三反地	25	田	4,567	使用貸借権	水田	R6.5.1	R16.4.30	10年	-	-

番号	権利の設定を受ける者		権利の設定をする土地						設定する権利						
	氏名又は名称	住所	所在				現況地目	面積 ㎡	権利の種類	内容	始期 年.月.日	終期 年.月.日	存続期間	借賃 (/10a)	借賃の支払の方法
			市町	大字	字	地番									
29	門田 昌敏	滋賀県愛知郡愛荘町	愛荘町	島川	堂地	304	田	1,480	使用貸借権	水田	R6.5.1	R16.4.30	10年	-	-
30	門田 昌敏	滋賀県愛知郡愛荘町	愛荘町	目加田	四方木	2439	田	1,629	使用貸借権	水田	R6.5.1	R16.4.30	10年	-	-
31	門田 昌敏	滋賀県愛知郡愛荘町	愛荘町	目加田	四方木	2466	田	2,830	使用貸借権	水田	R6.5.1	R16.4.30	10年	-	-
32	門田 昌敏	滋賀県愛知郡愛荘町	愛荘町	目加田	四方木	2468	田	2,410	使用貸借権	水田	R6.5.1	R16.4.30	10年	-	-
33	門田 昌敏	滋賀県愛知郡愛荘町	愛荘町	目加田	四方木	2469	田	1,890	使用貸借権	水田	R6.5.1	R16.4.30	10年	-	-
34	門田 昌敏	滋賀県愛知郡愛荘町	愛荘町	目加田	四方木	2473	田	2,720	使用貸借権	水田	R6.5.1	R16.4.30	10年	-	-

※公益財団法人滋賀県農林漁業担い手育成基金は、農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号。以下「法」という。)第18条第7項の規定による公告があった農用地利用集積等促進計画の定めるところにより賃借権の設定等を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するとき、又は農地法(昭和27年法律第229号)第6条の2第2項の規定による通知を受けたときは、知事の承認を受けて、農用地等に係る賃貸借又は使用貸借の解除をすることができる。

- 1 当該農用地等を適正に利用していないと認めるとき
- 2 当該農作業を適正に行っていないと認めるとき
- 3 正当な理由がなくて法第21条第1項の規定による報告をしないとき